



# 令和元年度松原市子ども・子育て支援施設における副食費に係る補足給付事業のお知らせ



松原市では、給食を実施する私立幼稚園に通う、満3歳児から5歳児のうち、対象要件を満たす方に対し、給食代の一部を補助します。つきましては、下記の内容をご確認の上、対象に該当する方は、幼稚園が定める期日までに幼稚園に書類をご提出ください。

## 対象者・対象範囲

### ◆対象要件

松原市在住で、私立幼稚園に通園している満3歳児から5歳児のうち、下記要件のいずれかに該当する者

#### ①年収360万円未満相当の世帯の子ども

(令和元年度市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)

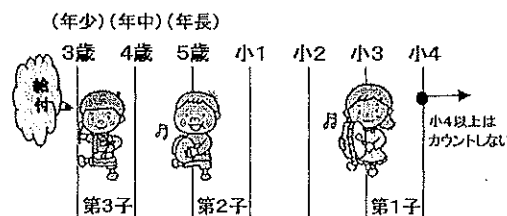
※世帯全員の税の申告が確認できない場合は、対象になりません。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	給付対象	給付対象	給付対象
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		給付対象

#### ②全所得階層の第3子以降の子ども

(ただし、多子世帯の第3子のカウント方法は、

小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントする)



### ◆対象経費は、令和元年10月分から令和2年3月分までの

幼稚園に支払った、副食(おかず・おやつ代)にかかる費用

### ◆上限額は月額4,500円

(実際に支払った副食にかかる費用(1か月分)が4,500円に満たない場合は、実際に支払った額が補助限度額となります。)

## 提出書類(幼稚園に提出)

- ・松原市子ども・子育て支援施設における副食費に係る補足給付費給付申請書(様式第2号)
  - ・請求書(裏面記入例参照) ※書き損じ、訂正印のあるものは受理できません。
  - ・実費徴収額(副食材料費がわかるもの)に係る領収証の写し(令和元年10月分から令和2年3月分)
  - ・令和元年度の市町村民税が記載されている証明書  
 ※平成31年1月1日に松原市に居住されていなかった方のみ所得証明書(市町村民税所得割額がわかるもの)を提出して下さい。ただし、令和元年度松原市私立幼稚園就園奨励費補助金の申請時に既にご提出されている方は、添付の必要ありません。
- ※各施設の定める期限までに幼稚園へ提出をお願いします。期限を過ぎての受付はできません。

## 給付時期

令和2年5月中旬から下旬を予定しています。

### 【問い合わせ先】

松原市役所 福祉部子ども未来室管理係 有田・竹田・中嶋

〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 TEL:072-334-1550 内線2162